

4月1日から 国民健康保険税の制度が変わります

□国民健康保険税の年金からの天引き(特別徴収)が始まります

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯が対象で、**世帯主の方の年金から国民健康保険税が天引き**されます。

●平成20年度の国民健康保険税の課税額

①4・6・8月の税額は、平成19年度国民健康保険税第8期(2月納期限)相当の課税額になる予定です。

②10・12・2月の税額は、19年中の所得に基づき税額を計算のうえ、改めて天引きします。

①・②の税額については、それぞれ通知(はがき)で連絡します。

※年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた保険税額が年金受給額の2分の1を超える方は、いままでどおり納付書または口座振替で納付してください(普通徴収)



●天引きの対象になるかどうかの判定例

天引きの対象となる方 (特別徴収)	天引きの対象とならない方 (普通徴収)
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主72歳(国保)、妻68歳(国保) ●世帯主72歳(国保)、妻68歳(国保)、子40歳(社保) 	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主72歳(国保)、妻63歳(国保) ●世帯主78歳(後期高齢で国保の加入者ではない)、妻68歳(国保) ●世帯主72歳(社保)、妻68歳(国保) ●世帯主72歳(国保)、妻68歳(国保)、子40歳(国保)

※世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合は対象になりません。

□75歳以上の健康保険の制度が変わります

4月から75歳以上(になる)の方は、全員が現在加入している国民健康保険や社会保険(被扶養者を含む)から、後期高齢者医療制度の保険に加入することになり、年金所得がある方は、**個人ごとに後期高齢者医療保険料が年金から天引き**されます。



●年金からの天引きのイメージ



※平成19年10月現在、年金の受給を受けていなかった方や年度中途から年金支給が開始された方、世帯内の国保加入者の変更などが生じた方などは、年金からの天引きが21年4月以降になる場合があります。

☎ 国保年金課

- 国民健康保険税について… ☎内線2296
- 後期高齢者医療制度について… ☎内線2316